

岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町広域連携運営会議 設置要領

(設置)

第1条 岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町は、共同設置する内部組織の事務に関する協定書第12条の規定により、岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町広域連携運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広域事業者指導課の事務の管理及び執行の検証に関すること。
- (2) 広域連携に関する岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町相互の連絡及び調整に関すること。
- (3) その他広域連携に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、構成市町企画担当部局課長級の職員（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 運営会議に座長・副座長各1人を置く。
- 3 座長は岸和田市とし、副座長は座長が指名する構成員をもって充てる。
- 4 座長は、運営会議を代表し会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営会議は、必要に応じ座長が招集する。

- 2 座長は、第2条の所掌事務を遂行する上で、必要に応じて構成員以外の関係機関職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 運営会議の庶務は、座長の属する市町において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、座長が運営会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。